

## 保有個人データの開示等請求手続きについて

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会（以下「本協議会」という。）は、保有個人データについて、本人等からの開示等の請求手続きについて次のとおり対応いたします。

### 1 開示等の請求方法

開示等の請求は、本協議会所定の「保有個人データ開示等請求書」に必要事項を記入の上、本協議会に提出してください（郵送でも可）。

提出先：〒102-0083 東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル3階  
公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会 「個人情報相談窓口」

電話番号：03-3261-3811

受付時間：9時30分から12時まで、13時30分から17時30分まで（土日祝休）

### 2 開示等の請求に際して提出いただく書面

(1) 保有個人データ開示等請求書面（入手方法についてはお問い合わせください）

（開示、利用目的の通知、訂正・追加・削除・利用停止、第三者提供停止）

(2) 本人確認のための書類

本人であることが確認できる書類には、運転免許証のほか、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印等が該当します（郵送の場合は、以上いずれか1点をコピーして同封してください）。

(3) 代理人による請求の場合、

代理人及び本人について、本人であることが確認できる上記(2)の書類のほか、

ア 法定代理人の場合：戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。なお、コピーは不可。）

イ 任意代理人の場合：任意代理人の資格を証明する委任状（30日以内に作成されたものに限る。なお、コピーは不可。）または、委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類のコピー

(4) 1請求につき手数料として300円をご請求時に徴収いたします。

### 3 開示等の請求に対する回答方法

開示等の請求に対する回答は、本人へ簡易書留郵便で送付します。

### 4 個人データを開示できない場合

次に定める場合は、開示等いたしません。開示しないことを決定した場合は、その旨、理由を付記して通知します。また、開示しない場合も、所定の手数料を徴収します。

(1) 所定の請求書に記載されている内容に不備がある場合

(2) 請求書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、本協議会がお預かりしている住所が一致しないとき等本人確認ができない場合

(3) 代理人による請求について、代理権が確認できない場合

(4) 開示請求に伴う手数料の支払いがない場合

(5) 調査の結果、対象となる個人データを保有していない場合

(6) 開示の請求をいただいた個人情報が保有データに該当しない場合

(7) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合、本協議会の業務の適正な運用実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することとなる場合